

青森県後期高齢者医療広域連合告示第 23 号

青森県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定（平成 19 年県後期高齢者医療広域連合告示第 9 号）の一部を改正し、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。この場合において、この告示の施行の際、現に存する帳票中「株式会社青森銀行」とあるのは「株式会社青森みちのく銀行」と読み替えて適用する。

令和 6 年 12 月 27 日

青森県後期高齢者医療広域連合長 西 秀 記



第 1 項中「株式会社青森銀行」を「株式会社青森みちのく銀行」に改める。